

震災孤児に7万円

里親会

手渡しで制度の周知も

全国里親会（廣瀬清蔵会長）は19日、東日本大震災で両親を失った震災孤児に

対し、6月下旬から一時金として7万円を手渡しで支給する方針を決めた。現在、孤児を引き取っているほとんどの親類が里親登録をしていないことから、支援金を渡す際に里親制度の周知につなげる予定だ。

里親会は3月18日、被災した子どもを支援しようと「大震災子ども救援基金」を設立。寄付を呼び掛けたところ、2000万円以上集まり、これを一時金の財源に充てる。7万円は、通常養育里親に支払われる里親手当とはほぼ同額だ。支給にあたっては、行政や日本臨床心理士会と連携する。孤児の滞在場所を訪問して、里親制度の説明や、孤児の生活状況の把握などを行い、子どものケアにつなげる。金融機関を通じた支援金の振り込みはしない方針という。

現在、孤児を引き取った親類が里親登録したケースは少ない。厚生労働省のまとめでは、岩手・宮城・福島

の3県に約140人。そのうち2人が宮城県内の児童福祉施設に入所しているほかは、大多数が親類に引き取られているという。

しかし、これまで3親等以内の親類がなれる親族里親への申請は2件にとどまる。養育里親のような里親手当の支給はないが、月に約5万円の生活費が支払われる。現状について清水啓司・里親会常務理事は「里親制度が周知されていないことが一因。たとえ制度を知っていても、里親になることで責任が生まれるのを敬遠しているのではない

か」と分析する。

一方で、里親会には関東や関西で孤児を引き取って暮らしているという親類からの相談もあることから、孤児数はもっと多いと見ている。また、里親会は子どもの心のケアの手引きを7000部作成。今後、孤児を引き取る親類などに配布するという。

なお、遺児支援をするあしなが育英会でも、孤児に10万〜40万円の一時金の支給を始めている。ただ、5月13日までの申請は60人。行政が把握した孤児の半数以下にとどまっている。

2011年5月30日付

「福祉新聞」より